

## Oita 食輸出コンソーシアム設置規程

### (目的)

第1条 本県の食品事業者が海外展開を円滑に進めるために、海外ニーズ情報や海外展開を希望する商品情報、支援策等の情報を共有し、県内事業者の商品のプラッシュアップを促進し、マーケットインでの海外展開を推進するため、商社や各支援機関との連携・情報共有を密にし、一丸となった切れ目のない支援を行う「Oita 食輸出コンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 支援機関と商社・バイヤー等、県、市町村との円滑な情報共有のためのプラットフォーム整備
- (2) 生産者等に対して情報の提供
- (3) 生産者等及び商社・バイヤー等の相互の紹介
- (4) 対象国への輸出拡大を目的とした国内外での取組の実施
- (5) その他上記事業に付帯する事業

### (構成団体)

第3条 コンソーシアムは、県内の食品加工事業者等の海外展開を支援するため、以下の機関をもって構成する。

- (1) 支援機関
- (2) 商社・バイヤー等
- (3) 県、市町村

### (Oita 食輸出コンソーシアムアドバイザー)

第4条 コンソーシアムに、Oita 食輸出コンソーシアムアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を置く。

- 2 アドバイザーは、県内事業者の海外展開に当たり、助言を行う。
- 3 アドバイザーは別表1に掲げる者とする。

### (サポーター)

第5条 コンソーシアムに、輸出に関する様々なサービスを提供する民間事業者と連携し、専門的な知見を発揮し、県内事業者の具体的な取組支援を行うサポーターを置くことができる。

(会議)

第6条 コンソーシアムの会議は、各機関の支援策の情報共有や事業の方向性の確認等を行う定例会のほか、固有のテーマについて協議するために行う個別会議を実施する。

(事務)

第7条 コンソーシアムの事務は、県商業・サービス業振興課において処理する。

(その他)

第8条 本規程に定めのない事項については、別途定めるものとする。

別表1 (第4条関係)

Oita 食輸出コンソーシアムアドバイザー

(アドバイザー)		
祖峰企画株式会社	海外営業部部長	高木 達哉
株式会社トキオ福岡	代表取締役	中尾 茂
株式会社世康	代表取締役	鍾 雅婷
豊和貿易株式会社	営業部部長	堀江 映臣